

天計第 281 号  
平成 29 年 12 月 1 日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

住所 奈良県天理市川原城町 605 番地  
氏名 天理市長 並河 健



新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書  
についての意見の概要の送付について

標記の件について、奈良県環境影響評価条例第九条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 告示日 : 平成 29 年 9 月 28 日
2. 縦覧期間 : 平成 29 年 9 月 28 日 ~ 平成 29 年 10 月 27 日
3. 意見書の提出期間 : 平成 29 年 9 月 28 日 ~ 平成 29 年 11 月 10 日
4. 意見書の提出件数 : 12 件
5. 意見の概要 : 別紙のとおり



山辺・県北西部広域環境衛生組合  
新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書  
についての意見の概要

平成 29 年 11 月

天 理 市

## はじめに

「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）については、奈良県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第七条に基づき方法書を作成した旨を公告し、関係地域において平成 29 年 9 月 28 日から平成 29 年 10 月 27 日まで縦覧に供するとともに、天理市ホームページにおいて電子縦覧を実施した。あわせて、条例第八条に基づき、公告の日から平成 29 年 11 月 10 日までの間に、方法書についての意見を求めた。

この結果、意見書数の提出が 12 通、意見数は 28 であった。

今般、これらの意見を整理し、条例第九条に基づき、以下のとおり意見の概要をとりまとめた。

表 分類ごとの意見数

分類	意見数
環境の保全の見地からの意見	
1. 事業計画	4
2. 地域概況	2
3. 大気質	9
4. 水質、底質	1
5. 景観、文化遺産	4
[参考] 環境の保全の見地以外からの意見	
(1) 建設候補地の選定と断層に関する意見	8
合計	28

## 目次

環境の保全の見地からの意見 .....	1
1. 事業計画 .....	1
2. 地域概況 .....	1
3. 大気質 .....	2
4. 水質、底質 .....	3
5. 景観、文化遺産 .....	3
[参考] 環境の保全の見地以外からの意見 .....	4
(1) 建設候補地の選定と断層に関する意見 .....	4

## 意見の概要

### 環境の保全の見地からの意見

#### 1. 事業計画

No.	内容
1	<p>粗大・リサイクル施設に関して、プラスチック製容器等を圧縮する工程で発生する VOC(揮発性有機化合物)を建屋内の設備で処理や濃度管理を行うことで対策を講じる旨が要約書 23 頁にある。VOC(揮発性有機化合物)である、イソシアネート、シアン、アセトニトリル、アクロレイン、酸化エチレン、水銀蒸気等によって杉並病や寝屋川病発生させたと考えられているが、そのような公害を発生させない施設とはどのような施設なのか、また、フィルターや排水処理で何の物質が吸着できるか等を住民に説明すべきである。</p>
2	<p>リサイクルセンターの環境評価が欠如している。</p> <p>配慮書についての住民意見に対する事業者の見解では、「杉並病で話題になったプラスチックの処理に伴う健康影響については、公害等調整委員会では、問題が起こった前後を比較し、健康不調や異臭等の訴えが改善していることから、因果関係を推認した事例で、排水処理及び換気系への対応不備が要因であるとして、改善前の状況について一部容認された事例です。すなわち、不燃ごみ中継施設が一般論として健康被害を必然的に引き起こすとされる事例ではありません。」と述べられている。</p> <p>第 2 の杉並病を起こさないためにも、プラスチック製容器等の圧縮工程から発生するイソシアネート・シアン・アセトニトリル・アクロレイン・酸化エチレン等の化学物質についての分析や風洞実験を実施することが重要である。</p>
3	<p>約 60 年先までの新ゴミ焼却炉の稼働を考慮すると、処理方式については、ダイオキシン類を排出せず、焼却灰が発生しない最新鋭のガス化溶融炉を導入すべきである。そのような施設とすることで、大阪湾(フェニックス計画)や山添村への埋立て処理の必要がなくなり、焼却灰処分費用が不要となる。また、煙突が不要となるため、景観に関する課題が解決できると考える。</p>
4	<p>施設建設に伴い、国道 169 号線の名阪国道天理インターの交差点のさらなる渋滞や大気汚染の悪化が考えられるため、現状の交通量調査が必要ではないのか。</p>

#### 2. 地域概況

No.	内容
5	<p>方法書の地域の概況において、大気質の光化学オキシダント、微小粒子状物質、騒音・振動の苦情、悪臭の苦情、河川の水素イオン濃度、地下水の硝酸性・亜硝酸性窒素の未達成が報告されている。これらの項目の未達成状況を改善する計画を提示し、かつ早急に対策すべきである。</p> <p>(同種意見 計 2 件)</p>

## 意見の概要

### 4. 水質、底質

No.	内容
15	底質における土壌環境基準項目及びダイオキシン類の調査について、平水時1回となっているが、溜池を干す時期（冬期）は、溜まったヘドロや名阪国道及びシャープの工場からの排気ガスの影響を強く受けるため、農作物への風評被害防止及び安全の証明のためにも冬季の調査も実施すべきである。

### 5. 景観、文化遺産

No.	内容
16	<p>焼却施設予定地の東側の道路が、奈良マラソンのコースとなっているため、人と自然との触れ合い活動の場の調査地点に追加すべきである。また、奈良マラソン開催前の11月には、ランニングをする選手が特に増加するため、利用状況及び利用環境の調査を2季（春季・11月）にも実施すべきである。</p> <p>また、調査地点は3地点となっているが、ゴミ処理施設候補地の東隣の歩道付近も調査すべきであり、4地点での調査を要望します。</p>
17	<p>新ごみ処理施設建設予定地は、大和青垣山国定公園の麓にあり、歴史的に貴重な遺跡が多く存在する。施設建設予定地では、文化財の発掘調査も実施している状況であるが、施設の運用に伴い、道路や排水設備等のインフラ整備も行うことから、その整備範囲も含めて文化財の確認を行う必要がある。また、それらの範囲を含めた文化財発掘調査の結果を公表・説明すべきである。（同種意見 計2件）</p>
18	<p>大和青垣山国定公園地域は、笠置山地に属する大和高原西辺の春日断層崖とその麓で大和盆地の東辺を南北に連っており、公園北部の春日山原始林及び南部の天神山(与喜山)暖帯林等は、天然記念物指定されるほどの自然である。</p> <p>また、それらの地域では、大和における古代文化が育成・産出され、古墳時代から奈良時代にかけての史跡や文化財が多く残されており、保存及び活性化を図らなければならない。それらの貴重な財産を損壊しないためにも、新ごみ処理施設の建設について、大和青垣山国定公園の景観としてふさわしいものかどうかを、アンケート等を実施することで、住民に諮るべきである。</p>

## 意見の概要

### 3. 大気質

No.	内容
6	大気質の調査地点について、対象事業実施区域の北西の地形が谷になっていることから、風向が集中すると思われる。そのため、500m以内に調査地点を1箇所追加するべきである。
7	通常、南風は障害物のない盆地の中心に向かう石上町、田部町、三島町の方向に常態化して多く吹いていると感じます。この方向は、旧長谷街道沿いの旧家や天理駅の近辺であり、民家が密集していることを考えると、一般環境大気質調査地点の南の地点と西の地点の間が離れているため、この間に位置している祝徳公民館での調査を追加してほしい。もしくは、豊田公民館が山沿いに近い場所であり、風向風速の測定に支障をきたすことから、祝徳公民館に移動してほしい。
8	<p>大気汚染物質については、総発生量及び0.5、1、2、3kmでの着地濃度を公表すべきである。計画焼却ごみ量284t/日に対して、排ガス中ダイオキシン濃度が国の基準値0.1ngTEQ/Nm<sup>3</sup>の場合、年間のダイオキシン排出量は32百万ngTEQ/年となり、一日の耐容摂取量(TDI)からみて33万人に被害を与える量である。</p> <p>環境基準では、煙突から均等に拡散・降下した場合は健康が維持される濃度だとされるが、排出されたダイオキシンは岩屋・機本の風向きや谷筋の気流によって偏在し、濃度の高くなる場所が出てくる。これらについては、風洞実験等を行い、大気汚染物質の偏在場所を示したうえで、アレルギー体質の人々にアンケート調査をして、被害者をゼロにするべきである。</p>
9	一般環境大気質の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び粉じん等の調査は、一週間連続測定を四季となっているが、四季以外にも雨季や乾季、季節風の強い時期等が存在するため、調査期間は一年間とするべきである。
10	粗大・リサイクル施設建設候補地は、名阪国道の自動車からの排気ガス及びシャープの工場からの排気ガスの影響を強く受ける場所であるため、一般環境大気質の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び粉じん等の調査地点に追加するべきである。
11	焼却施設建設予定地から2~3kmには病院や学校等の施設や農地が存在する。煙突の高さ次第では、これらの地域に有害物質が高濃度で飛来する可能性があることから、2~3kmの範囲にも調査地点を設け、排ガスの総発生量を示したうえで、施設からの距離ごと(0.5、1、2、3km)の着地濃度を示す必要がある。
12	現況と施設稼働後の測定データとの比較を行ってほしい。また、施設の稼働までに数年かかるので、天理市民だけでなく、周辺地域(奈良市、大和郡山市、田原本町、桜井市)まで影響を与えることがないような設備を設けてほしい。
13	新ごみ処理施設候補地周辺の学校等の施設への影響を把握するには、大気質等の調査地点は少なすぎる。また、現状の状態を正しく把握するために、調査期間は最低でも一年間は必要である。
14	南方向の調査地点である豊田公民館は、東側の山並みに近く風速が弱められることから、石上町や田部町に調査地点を追加または移動する必要がある。

## 意見の概要

### [参考] 環境の保全の見地以外からの意見

#### (1) 建設候補地の選定と断層に関する意見

No.	内容
19	<p>奈良盆地東縁断層帯による地震発生に伴う土壌や地盤の変動、排水・農業用水路の流路の変化、大気汚染物質の排出、焼却遅延による廃棄物の滞留等の影響を評価のみならず、道路やユーティリティ設備の耐震基礎工事等によって引き起こされる農業や衛生の環境破壊、埋蔵文化財の損失等の影響も評価したうえで、現在の建設候補地での建設が正しいかどうかを検討すべきである。</p>
20	<p>施設建設候補地は、奈良盆地東縁断層帯の地震の影響は避けられない。地震が起きた場合は、隆起が発生すると予測されており、断層帯での施設建設には十分慎重になる必要があるとともに、断層の調査を的確に行われなければならない。</p> <p>また、徳島県の「県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」のように、断層帯での建設に関しては厳しい歯止めが必要である。</p> <p>このような状況の中、奈良盆地東縁断層帯の中を建設候補地としていることから、環境影響評価項目において断層の調査を追加すべきである。(同種意見 計2件)</p>
21	<p>施設建設予定地では地震に見舞われる可能性があることから、市民の防災活動や地震への備えが行えるような情報を公開する必要がある。また、断層の位置を提示し、ため池や用水路の決壊や生活及び自然環境等の2次、3次災害の発生に備える必要がある。</p>
22	<p>トレンチ調査を行うとのことだが、トレンチ調査の箇所を決めるため、反射法探査を東西、南北に数回実施すべきである。反射法探査による物理探査により断層を広域に把握でき、トレンチ調査やボーリング調査の適正な箇所を見極められるため、計画書を公表のうえ実施すべきである。</p>
23	<p>施設建設予定地付近には断層が通っているが、施設の建屋や設備及び職員を守る必要があるため、直下型地震の形跡を把握するための弾性波探査及びボーリング調査を要望する。</p>
24	<p>施設建設予定地は、奈良盆地東縁断層帯の地震の影響は避けられないにもかかわらず、「大規模災害時に備え、防災拠点機能を備える施設となるよう計画する」とするのは、非常識である。</p> <p>豪雨・地震等の大規模災害時には、大きな被害が発生する中で、断層付近に防災拠点を計画するのは、間違っている。また、災害の源に防災拠点を建設するためには、強固な基礎工事が必要で、それによって埋蔵文化財を破壊することになる。以上の危惧に堪えられる根拠を公表・説明すべきである。</p>
25	<p>政府は阪神大震災を機に長さ20km以上、マグネチュード7以上の大地震の恐れがある約100の断層を主要活断層として評価している。その中には奈良盆地東縁断層帯活断層が含まれ、M7.4程度の地震が30年以内に起こる確率が0～5%と発表されている。また、近畿の主な活断層の中でも確率が2番目に高いと報告されている。このような断層帯上に施設を建設するリスクを考えると、環境影響評価項目に活断層の調査項目を追加すべきである。</p>



